

議案第 17 号

帯広市へき地保育所条例を廃止する条例制定について
帯広市へき地保育所条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市へき地保育所条例を廃止する条例
帯広市へき地保育所条例（昭和 41 年条例第 10 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 廃止前の帯広市へき地保育所条例第 6 条の規定により納付すべき保育料については、
なお従前の例による。

（説 明）

民間移管に伴い、へき地保育所全所を廃止するため、本条例を制定しようとするものである。